

[事案 29-24] 障害給付金支払請求

・平成 29 年 10 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める身体障害の状態には該当しないとして給付金の支払いを拒否されたことを不服として、障害給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年 7 月に契約し平成 22 年に解約した終身保険について、交通事故に遭い、本契約を解約するまでの間に、左手の廃用、嚙下障害、言語の障害等が生じ、約款に定める身体障害の状態に該当したので障害給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人が、交通事故を直接の原因として事故の日から 180 日以内に傷害特約所定の身体障害の状態に該当したとは認められないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、身体障害の状態等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の身体障害が、事故の日からその日を含めて 180 日以内の特約の保険期間中に、所定の身体障害に該当したと認めることはできないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。